

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年10月1日	阪本 勲	奈良県奈良市東九条町722番地の17	本店	奈良県奈良市東九条町722番地の17	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年8月25日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年10月8日	コウノイケ・エクスプレス株式会社(法人番号3170001006654)代表者久坂圭介	和歌山県和歌山市栄谷2番地の1	本社事業所	和歌山県和歌山市栄谷2番地の1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和3年6月29日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の4)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和3年10月12日	魚野運送株式会社(法人番号5120101036224)代表者藤野圭子	大阪府岸和田市流木町1164番地	本社	大阪府貝塚市東山1丁目26番16号	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年3月8日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年10月13日	セイシンロジスティックス株式会社(法人番号1120101030008)代表竹田盛記	大阪府堺市美原区今井347番地15	本社	大阪府堺市美原区今井347番地15	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年12月4日及び同年12月8日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(法第24条)	8	8
令和3年10月13日	有限会社オールネット(法人番号8160002000371)代表者安川幸栄	滋賀県大津市際川2丁目19-1	本社	滋賀県大津市際川2丁目19-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年5月13日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	6	6
令和3年10月14日	株式会社大運(法人番号4120001044831)代表者岩崎雅信	大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号	神戸	兵庫県神戸市東灘区向洋町東3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年6月25日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)コンテナの落下防止措置未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年10月14日	株式会社三興運送(法人番号4130001032620)代表者武長正弘	京都府宇治市伊勢田町南山52-12	丹波	京都府船井郡京丹波町豊田鳥居野17-1,18-1	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年12月28日及び令和3年1月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)(5)点呼の実施違反【未実施】及び【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)(10)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(13)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	13	13
令和3年10月15日	株式会社エヌ・ティ・エス(法人番号8120101048290)代表者中野昌弘	大阪府泉大津市板原町一丁目5番21-6号	本社	大阪府泉大津市板原町一丁目5番21-6号	輸送施設の使用停止(45日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年12月10日及び同年12月14日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の2第2項、道路運送車両法第49条)、(4)(5)点呼の実施違反【未実施】及び【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年10月18日	毎日牛乳運送株式会社(法人番号6120001039920)代表者橋本光司	大阪府和泉市小田町1丁目8番1号	本社	大阪府和泉市小田町1丁目8番1号	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年4月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第1項第2号)	5	5
令和3年10月19日	加藤運輸有限公司(法人番号4040002045036)代表加藤善信	千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目12番地13	滋賀	滋賀県近江八幡市安土町上出155番地	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年3月3日及び同年3月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	7	7

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年10月19日	グリーンエクスプレス株式会社(法人番号7160001013334)代表者松村浩志	滋賀県草津市駒井沢町131-6	本社	滋賀県守山市大門町330	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年5月19日及び同年6月1日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)	1	1
令和3年10月20日	株式会社北四国冷凍運輸(法人番号2470001005734)代表者宮井慎治	香川県高松市上林町413-2	大阪	大阪府堺市中区深井水池町3274番花房ビル3階	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年7月15日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和3年10月21日	株式会社天領(法人番号8120001050173)代表者天野俊則	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目8番5	本社	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目8番5	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和3年3月18日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備不良車両等【不正改造のもの】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第40条～43条、第47条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年10月25日	三栄運送有限会社(法人番号3130002013901)代表者三科仁昭	京都府京都市伏見区醍醐柿原1-1	本社	京都府京都市伏見区醍醐柿原1-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条1項	令和3年6月22日及び同年9月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録の保存】(安全規則第8条)、(6)(7)運行記録計による記録違反【記録】及び【記録の保存】(安全規則第9条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和3年10月26日	株式会社平山商事(法人番号2130001015486)代表者平山秀一	京都府京都市伏見区中島堀端町108番地	本社	京都府宇治市槇島町目川173番	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年3月17日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和3年10月28日	株式会社ヒーリング(法人番号5120901037652)代表者十川武典	大阪府摂津市新在家1丁目28番10-202号	本社	大阪府摂津市新在家1丁目28番10-202号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年10月28日	株式会社千里急配(法人番号9120901027476)代表者住山誠一	大阪府豊中市勝部1丁目12番17号	中央	大阪府大阪市港区福崎2丁目1番36号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年10月28日	株式会社丸忠(法人番号8120101050874)代表者山田忠孝	大阪府泉北郡忠岡町高月北2丁目15番29号	本社	大阪府泉北郡忠岡町高月北2丁目15番29号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年10月29日	株式会社雅興業(法人番号5160001014458)代表者仁木克洋	滋賀県栗東市高野267番地2	本社	滋賀県栗東市高野267番地2	輸送施設の使用停止(25日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年5月25日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示(貨物自動車運送事業法第11条)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(7)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(9)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(10)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(11)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(12)運行管理規程の制定違反(安全規則第21条第1項、第2項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3